

【特別寄稿】

大田先生の思い出

— 日英の初等中等教育政策の発展 —

モリス・ジェンキンズ

(翻訳家、元ブリティッシュ・カウンシル職員)

今年(2010年)4月1日、私は、大きなショックを受けた。それは、日英教育学会からの、大田直子先生ご逝去を知らせるメールだった。

私が初めて大田先生と知り合ったのは、いつだったか正確には覚えていないが、1980年代だったことは間違いないと思う。当時、東京のブリティッシュ・カウンシルで勤務していた私の担当分野の中で、教育は大きな割合を占めていたので、大田先生に会う機会はたくさんあった。日英教育フォーラムの創設をはじめ、教育に関する幅広い要件について、楽しく意見交換したことを嬉しく思い出す。ブリカンを退職した後でも、公私にわたって、先生はいつもユーモアを交えながら、私のわがままに喜んでつきあってくれた。大田先生の分りやすい説明の仕方や、話の要点を直ぐつかむ能力、明敏な頭脳と同時に、旺盛な探求心を深く認識させられた私は、会うたびに、自分の心も温められた。

大田先生には、言葉に表せないほどの数々の感謝を申し上げたい。

大田先生への追悼として、この小論を表した。

初等中等教育政策の発展：基本概念としての不平等

どのようなテーマで書こうかと考えていた時に、丁度、バーナードという有名な慈善団体発行の報告書が刊行された¹。この報告書は事実と統計に基づき、教育のあらゆる面で、低所得者の家庭やその他家庭環境が整っていない子どもの教育のチャンスがどれほど抑制されているかを明らかにしている。この報告書の内容は私の考え方と合致していたので、英国の初等中等教育の発展を背景に、「不平等」を基本的な概念として位置づけ、なぜその報告書が述べている事情が起きたか、ということをも日本の教育発展と比較しながら論じたい。

ここでは基本的に、1870年以降の時期を対象とする。なぜなら、そこまで遡らないと、現在起きている教育問題の本当の原因を明かすことができないからである。また、1870年の何世紀も前から日英両国共に教育は行われていたが、中央政府が法令を通じて教育課程に直接関与し始めたのは、両国共に1870年代であるからである。

19世紀の日本の実情

まず、日英を比較するために、19世紀の両国の実情について簡単に述べてみたい。

日本では、江戸時代を通じて、武士の子弟を対象にした藩校があった。藩校で教える内容は、19世紀の後半には、武道中心から政治に関する学問が大きなウエイトを占めるようになった。また、全国には寺子屋が広がっていた。それは名前の通り最初はお寺から始まったが、19世紀になるとその多くは個人の家で講義が行われた。その内容は、読み、書き、そろばんはもちろんのこと、場合によって、もっと高度なレベルの講義もあった。約75万人の児童が、11,000余りの藩校や寺子屋で、江戸時代の終わりまで講義を受けた。特に読み、書き、そろばんの能力が男子約80%、女子約60%ほどの高いレベルに達していたことを、当時滞在した西洋人は大変驚いたようだ。

ここで強調したい点は、ご承知のように、江戸時代には「士農工商」という社会のカテゴリーがあったが、「士」は別にして、その他のカテゴリーは社会階層を示すものではなく、専門職業別の分け方に過ぎなかった。また、限定的ながらも身分移動があり、ある程度の社会的流動性もあったと言われる。貧富の差は拡大しつつ、身分社会が曖昧になる中でも、教育を尊重する姿勢が深く根付いていて、明治維新がもたらす新しい教育制度の受け皿が既にできていたと考えられる。

19世紀の英国の実情：社会階級と大英帝国

英国では、19世紀の終わり頃になっても、かなり堅固な社会階級制度が依然として社会全体を貫いていた。簡単に言えば、社会は、上流階級（貴族、大地主など）、中流階級（成金の商人など²）、と労働階級の三つの階層に分かれていた。この社会構成の中で上流階級層の子弟を受け入れたのは“public schools”³だった。また、上流階級の中では、家庭教師を雇って子どもを教育していた家庭もあった。一方、中流階級にあっては、その上層の子弟は場合によって“public schools”にも入学できたが、その大半は私立の“grammar schools”に入学した。言うまでもなく、学校の授業料は無料ではなかった。そして、労働者の子どもの大半は、ビクトリア女王の時代には何の教育も受けられなかったが、就学を望む子どもを受け入れるための、いわゆる“voluntary schools”（以降、「任意学校」と記す）があった。もう少し詳しく言えば、「任意学校」も分かれていた。1810年に、一つは、クエーカー教徒であるランカスター氏の教えを授業内容にする“British schools”と称された無宗派学校であり、もう一つは、学校の数としては遙かに上回る“national schools”だった⁴。後者の創立団体は英国国教会を代表するNational Societyと言う組織であり、授業の目的は教会の教理と礼拝式を身に付けさせることであった。と同時に、支配階級が社会秩序の基礎システムとして位置づけていた。

ここで強調したい点は、社会にも学校制度にも、明らかに不平等が存在していたことだ。例として挙げると、20世紀の前半、全国で日曜日の礼拝中謳われた賛美歌の一つに、次の言葉があった⁵。

The rich man in his castle,
The poor man at his gate,
God made them, high or lowly,

And ordered their estate.

つまり、「富の配分も、社会的地位も、神様によって命じられたことだ」と言っている。

もう一つ忘れてならない側面は、大英帝国の存在である。簡単に言えば、大英帝国には二つの大きな目的があった。一つは、本国の産業で加工することができる原料を植民地から移送すること。もう一つは、世界各地に点在する植民地の現地に、英国の業績、つまり政治政策をはじめ、英国文化などを普及することだった⁶。パブリック・スクール、または上流階級のグラマー・スクールを卒業した人が、国内では国の行政を、植民地では統治を担い、一方、工場、炭鉱などでの労働は、労働階級の役割だった。

1870年代からの制度改革とそれ以降の課題：日本

このような実情を背景に、1870年代には日本では「学制」の発布、英風では「初等教育法」の制定といった重要なできごとがあったが、それらはどのような意味をもっていたのであろうか。日本では江戸時代が終わり、国の政策のレベルでは「版籍奉還」と「廃藩置県」などによって、行政制度は抜本的に改められた。しばらくの間、困難な状況が続いたが、徐々に自治制度が全国に展開され、国会も開設し、公論制度が進められた。

教育分野に限って言えば⁷、ご承知のように、明治政府は1872年に、初等教育の普及から高等教育の発展まで、幅広いビジョンに及ぶ「学制」を公布した。それによると、全国は幾つかのレベルの「学区」に分かれていたが、小学校は尋常と高等を合わせて8年間とされ、原則として、全ての子どもの就学が要求された。しかし、このビジョンは壮大なものではあったが現実的ではなかったため、実施にはなかなか困難がともなった。結局、「学制」は1879年には廃止され、「教育令」が公布された。

「教育令」の改正の詳細は省略するが、1886年に、日本最初の文部大臣である森有礼は、現行の「教育令」の代わりに「学校令」を制定し、それぞれの教育制度の各段階を対象に「小学校令」、「中学校令」、「師範学校令」、「帝国大学令」を発令して、小学校の「尋常」（小学校は尋常と高等に分れていた）の4年間の就学を義務づけた。しかし、実際には、地方の事情によって3年間の小学簡易科が認められたのである。また、当時の小学校の主な目的は、天皇の忠実な臣民の育成とされ、ある意味で英国の思想的な背景と類似点が見られるが、その制度変遷の要点を以下に取り上げる。

1890年に発布された「教育ニ関スル勅語」を大きな枠組みとして、その範囲内で初等教育、中等教育、高等女学校制度、また、新しい産業が求めた職業教育制度が勧められた。1900年には、小学校3年間の簡易科が廃止され、義務教育は4年間に統一された。これは、1907年に6年間となり、1917年に設立された「臨時教育会議」の勧告によると、義務教育期間は8年間に延長されるべきとされたが、実施には至らなかった。上記の流れを背景に、1930年代以降、超国家主義・軍国主義の台頭が見られ、1941年には、小学校は「国民学校」と改称された⁸。

また1920年頃までに、日本では基礎教育を国民に保障し、高等教育へのアクセスを可能にする基本的な仕組み、即ち近代的な学校制度がほぼ完成された。この影響は戦後まで続いた。ま

た、教員養成という師範学校制度も忘れてはならない。戦前、教師の社会地位は高く評価され、1905年までには、教員免許を持たない無資格教員の比率は16%に減少された。教育に対する、国民の期待、尊重の態度は深められたと言える。

次に、英国の事情にふれて、その後、戦後の時期について述べる。

1870年代における法律による干渉とそれ以降の課題：英国

教育改革のことを先にふれたが、既に1833年には、英国国会下院では初等教育を義務化する決議が通った。しかし、その決議の実施には半世紀近く待たなければならなかった。なぜならば、国内、また植民地当局が要求した指導者の教育と訓練は、パブリック・スクールやグラマー・スクールによって既に実施されていた。残されたのは労働者階級の子どもであったが、先に言及した“national schools”を通じて十分対応策がとられているという意見が強かった。しかし、産業革命がもたらした技術変化などを考えると、全ての児童生徒に基礎教育の必要性が工場主側から強く要求され、国も教育を与える責任があるという意見も強調された。別の側面から見ると、18世紀の終わり頃、英国にも、フランス革命のように社会革命が起きるのではないかという恐れが、しばし、支配層間で話題となった。1902年のラスキンカレッジ創立を巡る議論に象徴されるように、労働者階級が社会秩序を転覆させないために彼らが受ける教育に制限を設ける必要があるという考え方が深く根付いていた。半世紀近く教育改革を巡る議論が続いていたが、結果として、1870年に制定された「初等教育法」は妥協的産物であったと言える。

もう少し具体的に言えば、1870年の「初等教育法」は、その2年後日本で勅令として発布された「学制」と比べるとそれ程大きなビジョンではなかったが、それは初等教育の制度化に歩み始めたと言ってよい。同法によると、対象就学年齢は5～12歳とされたが、義務ではなかった。また、学校を設立するための機構として学校委員会が設立されたが、その権限は既に任意学校がない地域や、その数が十分でない地域に学校を設立することとされた。それは、パブリック・スクールとグラマー・スクールは別にして、労働者階級の子どもは学校委員会と任意学校という二つの学校制度が続いたことになる。

1880年には、「1870年教育法」が修正され、5～10歳の教育が義務付けられた。また、就学は最初有料だったが、1899年に無償となった。また、その数年後に制定された「1902年教育法」では、学校委員会が廃止され、その代わりに地方教育当局（LEA）が設立された。また、学校委員会と違って、LEAの管轄範囲は任意学校も対象とするよう拡張されたが、これが大きな問題となった。つまり、1870年以降、任意学校が急増し、1902年になると、それまで学校委員会所管の学校が5,700校、260万人を対象にしたが、任意学校は14,000校にのぼり、300万人の児童生徒を対象にしていたからである。明らかに、後者の方が上回っており、財政面では非常に厳しかったが、任意学校の子どもの基礎能力の向上に対する貢献は、無視することができなかった。「1870年教育法」によると、既に「任意学校」に対して、地方不動産税を財源とする補助金制度が導入されたが、「1902年教育法」によって、その財源は中央政府に移された。また、「任意学校」がどれほど宗教思想を保つか、また、どのぐらいの補助金を貰うかといった二つの要因のバランスがLEAにおける交渉の対象になった。

なお、「1902年教育法」では、LEAがグラマー・スクールにおいて、労働者の子どもに「無償学習」を提供するよう奨励されたが、義務にはならなかった。また一方、1906年には、貧困家庭の子どもが無償で給食を受けられることになり、1914年制定の法律により、それは義務付けられた。従って、制度全体としては不平等な点がかなり残ってはいたものの、英国では1914年までに基礎教育制度ができたと言ってよい。また1918年に、義務教育年限が14歳に引き上げられ、第一次大戦終了後、経済不況、世界大恐慌、そして第二次世界大戦があったため、その終了までほとんど変更はなかった。

第二次大戦までの日英教育政策の相違点

上記のことから既に大分明らかになったと思われるが、思想的にみた内実の歪みはさておき、政策レベルの制度の観点から日英を比較すると、日本の方が当初から国の方針の下に全ての国民を対象にした幅広いビジョンがあった。やむを得ない事情のため、直ぐは実現に至らなかったが、後の発展の基礎が整えられたことは間違いないと言える。また、原則として、社会的地位と関係なく、上級レベルへのアクセスの平等が進んだ。一方英国では、19世紀に大きく区別されていた教育制度は分裂のまま続いていた。言い換えれば、日本は政策は白紙の状態で始められたが、英国は、何百年間の伝統によって抑制されたのではないと思われる。それでは次に、第二次大戦以降の日英の教育の発展を見てみよう。

第二次大戦以降の教育政策の発展：日本

戦後日本の教育政策の発展はあまりにもよく知られているので、細かい記述は省略する⁹。言うまでもなく、連合国軍の占領期間、特に米国が日本へ派遣した「米国対日教育使節団」の報告書は民主主義への動きを促進させたが、日本は米国の要求に応じて教育改革を実施したと同時に、場合によって、米国の求めに応じながらも日本独特の考え方を強調した例も見られた。具体的に言えば、学校制度の構造を簡略化して、アメリカ流をモデルにして、6334制度にした。そうすることにより、1870年に「学制」を公布した政府が意図した通り、改めて全ての国民に高等教育へのアクセスを開いたのである。また、「教育基本法」をはじめ「学校教育法」などの法律が制定された。義務教育は9年とされ、それは現在に至るまで続いている。

学習内容を見ると、日本は戦前、当時の文部省に権限が集中し、教育への過度の支配と中央統制を招いたという考えが米国側にあった。そのため占領中の1947年には、学習指導要領が発行されたが「試案」という副題が付いていた。教育行政官と教員はそれを基準に、地方のニーズに応じて教育内容と方法を決定することができた。しかし、1950年に朝鮮戦争が勃発、アメリカをはじめ占領軍の関心は、反共産主義制度を強める方向に移った¹⁰。それを背景に、1955年以降、「試案」という副題がなくなり、法的拘束力が強化された「学習指導要領」が発行された。同制度は現時点まで続いていて、一般的に受け入れられていると言ってもよい。

他に、注意すべき制度が2つある。一つは全ての国民に教育の提供を実現するため、1954年に「へき地教育振興法」が制定された。同法によると、離島や山村に住む義務教育年齢内の児童生徒にも教育の提供が義務付けされた。二つには1956年制定の「地教行法」である。同法により、

公立学校教員の定期人事異動制度が導入された。それによると、社会地位が公務員となった公立学校教員は約5～6年毎に、例えば、都市部と農村部、また山岳地と平地などとの人事交流が実施された。この制度のメリットとしては、平均して高い水準が保たれたことが挙げられ、デメリットとしては、各教師の意欲が低下するという懸念が挙げられる。

この制度は基本的に、現在でも続いている。9年間と設定された義務教育期間はそのままであるが、高等学校への進学率はほぼ100%になった。そして1949年に公布された「私立学校法」により私立学校に対する補助金制度が可能になった。1960年代における教育の拡大を背景に、就学前教育と高等教育をはじめ、私立大学の付属中学校、高等学校の充実とあいまって、多様性のある高等教育へのアクセスは基本的に守られている。

第二次大戦以降の教育政策の発展：英国

英国における教育政策の発展を述べる前に、先述したとおり、歴史的な背景として大英帝国の継続的存在を念頭に置いて欲しい。多くの人は、大英帝国は第二次世界大戦までに消えてしまったと思っているのではないか。しかし、インドは独立運動により1947年に独立したが、アフリカをはじめ、世界の各地に大英帝国の植民地が点在していたことは事実である。1960年には、当時のマクミラン首相はアフリカの各地に見られる独立運動に対し、「アフリカにも変化の風が吹いてきている」と述べたが、保守党の右翼側から強い反発があった。一方、その3年後、既に改革的社会主義者として広く知られていた当時の労働党党首ハロルド・ウィルソン氏は、1963年の労働党大会で、「科学技術がもたらした変化に対応するため、機会均等の拡大の必要性」を強調する有名な演説をし、次の1965年の総選挙では、首相として当選した。

上記の政治的発展を背景にして、近代教育制度の基礎とよく言われる「1944年教育法」は、実際にどのような変化をもたらしたかを見てみよう。まず、義務教育機関の就学のスタートは5歳、修学年限は15歳に設定されたため義務教育期間は日本より1年長かったが、大体同じと言ってもよいだろう。根本的な違いは、日本では義務教育期間中、公立制度内で全ての児童生徒は小学校から中学校へ進学した。これに対して、英国では、11歳に受ける「イレブンプラス試験」と称する選抜試験が導入され、受験者の成績によって、3通りの中学校、即ち、グラマー・スクール、セカンダリー・モダン・スクール（以下、「セカモダ校」と記す）とセカンダリー・テクニカル・スクール（以下、「セカテク校」と記す）に振り分けられた。また、その3通りの中でセカテク校の数が少なかったため、圧倒的に多くの児童生徒は、グラマー・スクールやセカモダ校に振り分けられた。また、選抜試験は客観的に測定したとは言っていたが、合格率が比較的高いのは、社会的地位が高い家庭の子どもでもあったことは驚くべきことではない。

尚、キーポイントはそれぞれ学校修了後、どのような高等教育へのアクセスがあったかということである。グラマー・スクールの場合、入学した児童生徒は16歳で、1951年に導入されたGCE Ordinary level（以下、「O level」と記す）試験を受け、2年間の就学後、GCE Advanced level（以下、「A level」と記す）試験を受けて高等教育へ進学することができた。もっと詳しく知りたい方は、拙論が参考になる¹¹。一方、O level試験はグラマー・スクールの終了した子どもを対象にした。政府は、11歳の選抜試験の結果は子どもの能力、適性を表すものだと言ったが、「1944年教育法」

を巡る国会内の議論の中で、ある議員は少し皮肉なニュアンスを含めて、「神様が用意された学校の種類にぴったり合わせて、子どもの能力を分けたことは非常に幸運なことです」と、発言した。

選抜試験で合格した子どもについては上述したが、セカモダ校に振り分けられた子どもはどうなったのだろうか。1944年以降、数年間、そのほとんどの子どもは何も試験証明書や卒業証明書なしに、義務教育を終了した後工場などに就職した。しかし、中層階級の広がりやを反映して、1950年代以降、地域によっては選抜試験なしのコンプリヘンシブ・スクール（以下、「コンプ校」と記す）が生まれてきた。ただ、グラマー・スクールが存続する地域があったため、優秀な子どもはまだグラマー・スクールによって選抜されていた。その状況を背景に、政府は1965年に、セカモダ校またはコンプ校で就学する児童生徒を対象とする Certificate of Secondary Education（以下、「CSE」と記す）試験を1965年に導入した。その背景に、1960年代後半以降、高等教育施設の新しい形態であるポリテクニクの急速な増加を考えると、CSE試験はそれまで、何も資格、証明書なしに学校教育を終了した児童生徒に、高等教育と繋いでいた別の選択枝を提供する目的だったと思われるが、それだけでは、1944年に導入された制度がもたらした不平等は解消されなかった。結局、日本の観点から見ると、1944年には、抜本的改革のチャンスが失われていたようである。

以上のような問題が続いていたが、1960年代後半から科学技術を強調していたポリテクニクをはじめ、高等教育へのアクセスが広まってきた。また、1988年に、ようやく、GCEO levelとCSEが合体して、General Certificate of Secondary Education（以下、「GCSE」と記す）が生まれた。いよいよ、機会均等への動きが見られるようになった。ただそれまでに、伝統的な産業地域から産業が消え、地域全体が崩壊したという現象が見られた。従って、子ども間、学校間だけでなく、地域間の格差も広がってきた。また、観点が変わるが、日本では戦後期に実施された公立学校教員のローテーション制度と対比して、英国では教師が自分の都合と希望に合わせて、自由に各学校に申請し、勤務地を変更できる制度がある。この制度は各々の教師にとって、キャリアによって早く出世する可能性があるが、制度全体から見れば、学校間の格差が生じる恐れがある。

さて、ごく最近になって、新しい種類の学校として導入されたアカデミー校にふれてみたい。それは一部民間企業からの寄付で運営され、前労働党政権下において、貧困地域を対象にしていたが、制度に対する評価がだんだん高くなってきていた。2010年5月の総選挙により誕生した保守自民連立政権は「アカデミー校の方針を変える」とし、今後は貧しい地域を対象とするのではなく、既に業績が高い学校を対象にする方針を示した。言うまでもなく、その多くの学校は富裕層地域に所在している。

本稿では、1988年に英国で初めて導入されたナショナル・カリキュラム¹²にはふれなかったが、導入以来スリム化され、どの程度学校間、地域間のギャップの解消に貢献したかが議論されている。同様に、1997年に首相になったブレア氏が強調した選択権の拡大は、事実上、不利な状態にいた子どもを救ったか、それとも、不平等のギャップを広めたか、まだまだ議論が続いている。

結論とこれからの課題

2010年の秋から過去140年の教育の歴史を振り返ってみると、英国と日本の両国がいままで解決困難な問題に直面して乗り越えた例は数多くあるので、現時点で直面している問題も必ず乗り越えていくことだろう。この最後のセクションでは、両国が直面する課題とこれからの方針をまとめてみよう。

まず、英国については、間違いなく政府にとって一番大きな問題は不平等であるが、政治のレベルでは、特に現在の不景気の中、どの程度政府が本格的に取り組むか賛否両論である。と言っても、教育に限って、政府が最近打ち出した注意すべきプログラムがある。一つは“pupil premium”である。それは学校が不利な状態にある家庭から来る子どもを受け入れる人数によって、特別の“ボーナス”が支払われるというものである。もう一つは、“teach first”と言うプログラムである。これは、NPOが政府から補助金をもらって運営し、もっとも不利な状態にある地域の学校で教える教師を奨励する制度である。詳細は“Teach First”のホームページが参考になるので見てほしい¹³。このようなプログラムは実際に成功するかどうか、まだまだ未知数であるが、冒頭にふれたバーナード報告書が指摘した問題を解決することは、国のあり方を問う鍵であると言っても過言ではないだろう。

一方、日本では、本稿で指摘したように平均的に高い教育水準が守られているが、それと児童生徒に機会均等を保障すると同時に、各地域、各学校の実情に応じて、裁量権限の拡大方法を検討する必要がある。また、文科省をはじめ、教育委員会、学校、それぞれのレベルで、官僚主義の弊害を解消する必要性は述べるまでもない。

*

まだまだ私の研究レベルでは大田先生と比べべくもないが、先生がまだ生きていて、本稿を好意的に判断して頂けるなら、大変嬉しく思う。大田先生のご冥福を心からお祈り申し上げる次第である。

Requiesce in pace ad aeternitatem.

- 1 <http://www.barnardos.org.uk> を開いて、“Unlocking the Gates” という報告書を探して下さい。pdfとしてダウンロードできる。
- 2 このような商人の記念とも言えるスコットランドのグラスゴーにある Necropolis と称される広大な墓地がある。自分の業績と名前を後世に伝えるため、本人たちは立派な墓を作ってもらった。現時点では、誰もその名前を覚えていないが、墓地は有名な観光地となった。
- 3 この学校は創立時、近所の一般の子どもに開かれていたため、「パブリック・スクール」と称されたが、いつの間にか、特に、公立教育制度ができて以来、限られていたエリートを教育して、事実上、“private schools” になって、現時点、“independent schools” の一部になった。
- 4 1870年まで、約6000校があると概算された。また、既に1807年に、英国国教会の支持者であった John Bowles 氏は、Samuel Whitbread 宛の手紙の中に次のことを書いた「“When education is made a national concern, youth must be brought up as members of the national church.”。The

Cambridge History of English and American Literature in 18 Volumes 1907 - 21. Volume XIV. The Victorian Age, Part Two に引用された。

- 5 この節が入っていた賛美歌は、アイルランド、アーマー州の大主教の妻によって作成され、1848年に発行された。1世紀以上後、ほとんどの賛美歌集から削除された。
- 6 1924年に著された有名な小説、“A Passage to India”では、1920年代に起きたインド独立運動も背景の要因の一つになっているが、インド在住していた英国人の態度は根本的に、半世紀前からそれほど変わっていないと思われる。
- 7 日本の教育政策史の過程は明治維新から1990年代まで、かなり細かく、解りやすく記述されたのは次の本：『国際協力機構、日本の教育経験』2003 (pp. 11-35)。ジェンキンス訳の英語版もある。
- 8 戦争中の時期の中でも反対する声があった。その代表的な例は松前重義と言える。無理矢理に軍隊に徴兵されたが、戦後、東海大学を創設して、学長となった。松前氏が著した『二等兵記』（東海大学出版会、1960年）は戦争時期を対象にする自伝文学。ジェンキンス訳の英語版もある。
- 9 上記の脚注にふれた『日本の教育経験』は参考になる。
- 10 1950年代、特に後半は米国国内、共産主義者が迫害されたマッカーシズム時代としてよく知られている。
- 11 ジェンキンス・モリス「ナショナル・カリキュラムの歴史的背景とその恣意その思想構造」『早稲田教育評論』第6巻、第1号（1992）。
- 12 ジェンキンス・モリスが著した「ナショナル・カリキュラムの成立過程」『教育学研究』第60巻、第1号、87～94ページ（1993）は参考になる。
- 13 Teach First (<http://www.teachfirst.org.uk/>) は参考になる。